（別紙）

　賃金規定の記載例

　第○条（キャリアアップ手当）

　キャリアアップ手当は，以下の職位にある者に対して支給する。

　　⑴　主任

　　⑵　副主任

　　⑶　チーフ

　　⑷　リーダー

　２　施設長は，キャリアアップ手当の支給対象者に対し，職位及び担当する職務分野を書面で明示し明確にする。

　３　キャリアアップ手当の額は，別紙により算出した額とする。

　４　「処遇改善等加算Ⅱ」の額は，当該年度の児童数，施設の運営体制等により毎年変動する可能性があるため，前項の額は毎年見直しを行うとともに，全職員に周知を行う。

　５　キャリアアップ手当は，第○条に定める賞与の算定基礎額には含まない。

　※　上記は記載例であり，各施設の就業規則・給与規定や法人の専決規定に合わせて変更してください。また，手当や職位の名称，手当の額については，各施設の実態に応じて適宜変更してください。